平成２４年（フ）第３８３６号
埼玉県川口市大字差間273―57
債務者　入江　勝美
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏　　健吾
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８３７号
埼玉県川口市大字差間273―57
債務者　入江　芳枝
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏　　健吾
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８４８号
埼玉県所沢市こぶし町１―17―304
債務者　宇佐美定行
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金川　征司
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８５３号
東京都江戸川区小松川３丁目12―２―102
債務者　篠塚　　彩
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　孝子
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８７８号
千葉県浦安市富士見５丁目26―14
債務者　寄本　淳一
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　淳子
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９４３号
千葉県松戸市五香５丁目１―９
債務者　高瀬　浩二
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　真也
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１３７号
千葉県松戸市松戸新田490―65
債務者　井上　　彰
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　直樹
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５８９号
埼玉県草加市中根２丁目11―11―101
債務者　須田　三加
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加納小百合
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５９０号
東京都八王子市子安町３丁目34―11―201
債務者　斎藤　健太
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　　弘
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５９３号
東京都板橋区大山金井町52―８―501
債務者　羽根石伸一
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　聡
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８９０号
東京都足立区中央本町５丁目２―３―705
債務者　新岡興業こと　新岡　晴久
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　佳代
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９５７号
東京都大田区東六郷１丁目１―10―103
債務者　高橋　雅和
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　謙吾
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８４５号
東京都中央区勝どき６丁目３－２―1703
債務者　大内　佳憲
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　準子
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３４号
北海道小樽市若竹町３番21号　蝦名アパート２Ｆ左、前住所北海道小樽市奥沢４丁目18番４号　有坂方
債務者　谷川　誠司
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４１号
長野県松本市女鳥羽１丁目２番１号
債務者　村山　　靖
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
長野地方裁判所松本支部